

多少精密に豫知し得る制度の實施を必要とするが故に、東方に於ける徵稅法の缺點を匡正して適度なる租稅を課するは比較的容易なれども、徵稅額の不精確を忍ぶは甚だ難しとする所なり。殊に忘納者の財産を政府に沒收する制度を全然採用せざるは、彼に取りて不可能の事に屬す。但し此制度は未開なる東方住民に取りて全然新奇なるものなり。されど嚴密なる歐人の徵稅法も東方諸國に在りては多少緩和せられたり。例へば埃及に於ても忘納者處分法の發布以來既に幾多の歲月を経たれども、今猶東方に於ける徵稅制度の長所を保存し、地租の年額を確定せるに拘らず、水の供給を得ざりし土地の所有者には特に納稅を免除するを常とせり。ムーメンに於ては此方針を一層確實にし、次の如き規定を設けたり。曰く「地租忘納者の處分を要するものゝ内にて忘納の原因が天災に基き、且つ納稅を免れざれば其生業を維持する能はざる者あらば、州長官は之を總督に具申して、彼の爲めに納稅の免除を求むるを得べし」と。尙忘納者の財産を沒收する場合にも、地主並に家族の衣服、生業の道具、耕作に使用する家畜の類は之を差押へざる規定なり。惟ふに忘納者處分法の規定を遵服せる者の中には、其方法の

稍複雑に通ぐるを非難する者あらんも、立法者が其已むを得ざる場合の外、財産の沒收を避けんとしたる苦心は明かに之を看取するならん。次に余は交通の發達に就きて一言せんと欲す。余は曩に埃及が巨額の負債に因りて破滅の危機に瀕するに當り、大膽にも新國債を募りて此悲境を脱せしことを述べり。ムーメンの財政を一時殆ど絶望の域に陥らしめたる原因は、埃及を破産に瀕せしめたる原因と一様ならざれども、之に對して採るべき善後策は兩者其軌を一にし、先づ資本を投じて經濟上の發展を促すに在りき。而してムーメンの地が茫々たる沙漠に依りて開化せる地方より隔絶せる事を思へば、最大の急務が鐵道を敷設して文明社會との距離を短縮するに在ること明かなりき。さればオムゲーマンに於ける砲聲の絶ゆると同時に、當時アトバラまで開通せるナイル鐵道をハーツーアの對岸なるハルファヤに延長せんが爲りの工事を開始せり。されどムーメンの對外貿易の關門が紅海の沿岸ならざるべからざるは自然の形勢なれば、此海濱に適當なる港灣を擇びて新に貿易港を開く必要を生じ、種種の地點を比較して利害を研究せし結果、ヌアマンを北に離るゝこと僅からざ

る良港を以て之に充て、ヌーメン港と命名せり。此港とナイルの上流とを連絡せしむる鐵道は、一九〇六年一月に至りて竣工し、築港の工事は現に進行中なり。ヌーメンの行政に就きて尙一頁を要するものは、奴隸制度廢止に關する成績なりとす。

現時のヌーメンに於ては、不逞の亞刺比亞人が恣に黑人を捕獲し得ざること勿論なれども、而もアレンニアとの國境を初めとし、其他諸方の黑人が此慘禍を蒙ることは必ずしも絶無にわらず。ヌーメンに於ける奴隸制度廢止局に長たるマクマード大尉より最近に達したる報告の一節に曰く、ヌーメンに於ける奴隸制度の制退は已に著々其功を奏し、將來之を全滅し得る見込確實なりと言ふを憚からず、されど何事にてても數世紀に漸る風習を一朝にして廢止するが如きは實際不可能の事なれば、奴隸制度も奴隸商人に不逞の抑壓を加ふることに依りて、漸次に之を絶滅するの外なしと。

尙ヌーメンに於ける奴隸所有の習慣に就きては、キレアナナルド・ウィングートの今より二年前に記せる所次の如し、曰く、奴隸の境遇を脱したる者の利益を保護し、其普通の僕婢として主の主人に雇はるゝを好まざる者に適當なる勞働を授くれば、遂には奴隸制度に代ふるに雇傭制度を以てするを得べし。尙之が爲めには一般住民の贊助を要することなるが、惟ふに新制度は主僕の執れに取らても寧ろ好都合なるべきを以て、此點に就きても將來を樂觀して可なるべしと。

斯くの如くにしてヌーメンは精神的並に物質的進歩の道程に上れり、而して當局者の措置其宜しきを得ば、此地は年と共に其繁榮を加ふべきなり。

第六十一章 結 論

本書の約言——イヌメール時代以後の變化——英人改革者——埃及人中の協力者——改革の確實。

以上章を追ひて埃及並にスーダンに於ける政治上の改革に就きて略述せり、但し説明は甚だ不完全なりしのみならず、中には多少重要なる改革にして、全く言及せざりし者もなきにあらず、殊に幾多の官吏が各自の活動範圍に於て改革に貢獻したる功績に就きては、述ぶべくして竟に其機を得ざりしもの甚だ多し、されど此不完全なる約説と雖、今日までの事業の一般を明かにするに於て、多大の遺憾なきを得んか、即ち上巻に於ては、(一)イヌメール・パンヤの奢侈と秕政とが、彼の墜落と歐人の埃及政府に對する保護とを誘致せしこと、(二)此保護が好結果を齎らざんとするに當りて、イヌメールの無味なる政策の結果、軍隊の叛亂と國民間に發生したる空想的野心とが、國內を再び混亂の情態に陥れしこと、(三)英國が遂に干渉の手を延ばして此混亂を救ふに至りしことを述べたり、次に下巻に於て

は、先づ埃及の複雑なる政治制度の迷宮を讀者に案内し、進んで此迷宮内に如何なる程度まで歐洲文明を輸入し得たるかを説明せり、試にイヌメール時代に埃及を去りし者をして、再び此地に歸り來らしめば、彼は其變化の激烈なるに驚くべし、今や新思想は埃及住民の心中に浸潤し一方に於て農夫は自己の權利を精査して之を主張することを學び、他方に於てパンヤは自己の外にも權利を有するものあることを悟れり、苟は今も猶州廳の壁に懸ることわれども、知事は最早之を農民の背に加へず、徭役制度は實際既に削減したりと云ふを得べく、奴隸制度も亦之と此運命を齊しくす、一般人民の負擔は著しく軽減せられ、高利貸の得意の時代は既に去れり、法律は到る處最上の權威を有し、裁判は最早金力に由りて左右せらるることなし、天然は其受けたる優待に對する返禮として人類に多大の恩恵を遺れ、同時に運輸交通の便も亦大に開けたり、軍隊はスーダンに於ける實戰に因りて過去の汚名を雪ぎ、兵士は軍服を以て誇とするに至れり、病人は整頓せる病院に於て看護せられ、狂人は決して野獸の如く取扱はるることなし、刑罰は極惡なる罪人に加へらるゝものと雖、決して

野蠻なる方法に依らず、最後に言ふべきは教育の普及にて、其結果は未だ明白ならざれども、兎に角重大なる事實たるを失はず。

斯かる事業は主として少數の英人に依りて遂行せられしものなるが、是等の英人は本國政府若くは其代表者より直接の援助を受けずして各自の事業に其精力を傾注せり。余は本著の緒論に於て、埃及に於ける改革者を圍繞したる事情の複雑なること他に其比を見ざる言を述べしが、實に彼等の進路には幾多の障礙物横はり、殊に列國協同主義とパン、政治とは常に彼等の前進を妨碍せり。されど彼等は之に因りて曾に挫折せざりしのみならず、寧ろ一倍の勇を鼓して前進し、好くアングロサクソン人種の一大特色を發揮せり。惟ふに種々なる改革の必要を看破する一事は、他の國民も亦能く之をなし得たるべきも、之が實行は英人獨得の政治的順應力に依らずんば到底不可能なりしならん。之を要するに英人は一の國民を殆ど絶望せざるべからざる政治組織の下にありて、半ば文明の域に達せしめたり。

尙此大事業が英人に依りて成就せられたりと云ふに當り、特に附言せざるべからざるは、幾多の埃及人が英人と力を協せ、種々の重要なる任務に服したる一事なりとす。

英人並に其協力者の熱誠と忍耐と刻苦との生み出したる結果は、今後久しからずして水泡に歸すべきか、天下後世は一國民を文明の途に進ましめんとしたる努力が結局失敗に終れりと宣言するに至るべきか。

余は埃及の將來に就きて豫言するを得ざれども、斯くの如き事のならんことを望み且つ信する者なり。

「土耳其帝の馬蹄の印する所再び青草を生せず」とは東方に於ける古來の傳説なるが、埃及は土耳其に臣事せしメア、アの馬蹄に蹂躪せられ、慘害の跡今も猶認むべきものあり。されど余は將來此痕跡の全然消滅するに至るべきを信するのみならず、更に進みて次の如く言はんことを欲す。曰く、眞の歐洲文明の種子が深く一國に其根柢を卸すに於ては、假令如何なる災禍を蒙ることありとも、結局其發育を阻止せらるることなかるべしと、曩にイヌメル、パン、並に其父祖の播きたるものは、眞に歐洲文明の種子にあらざりしを以て、之より發生したるものは無量

の雜草と擇ぶ所なく、枯死せりとも多く惜むに足らざるものなりき。然るに近時播きたるものは其文明の種子にして、時期到らば多くの美果を結ぶべきものなれば、其健全なる發育は萬人の齊しく希望すべき所なり。幸にして此種子は已に其根柢を深く土中に卸したれば、宗教的偏見も、個人的利害關係も、傳來の腐敗せる社會制度の附力も、到底此種子の發育を阻止するを得ざるべし。但し英國にして萬一自國と埃及と文明世界との爲めに盡すべき義務を放棄するが如きことあらば、是等の有害なる諸勢力が再び其暴威を逞うするに至るなきを保せざるべし。

第七編 埃及の未來

我等の智識全からざるが爲りに、我等は運命の神を畏れて、之を天
上に祭るなり。

.....
.....
.....

國民の偉大なる所以は、其所有する物質にあらずして國民此者の
精神に在り。

.....
.....
.....

第六十二章 埃及の將來

埃及問題最後の解決如何——占領問題——其期間——埃及の自治——ケネルハムレーン
——埃及人訓練の必要——財政問題の重要——同情の表示——結論。

惟ふに多くの英人は印度問題若くは埃及問題の最後の解決如何に就きて、深く考慮せしことなかるべし。殊に斯かる重大なる問題に對して進んで確乎たる答辯を與へんとする者に至りては殆ど皆無なるべし。これ一はアングロ・サクソン人種の實行的本能に基くものにして、此本能が我等をして目前に横はる事實に磨らしめ、好奇心に驅られて遠き將來を揣摩するが如き閑事業を馳けしむるなり。余は之を以て我人種の長所と認むるものなるが、其長所たると短所たるとは別問題として、兎に角此本能は余をして右の問題に思を潜むることなからしむ。況や此問題の解決に最も重大なる意義を有する埃及人の將來が現時に於て何等確實なる豫想を許さざるに於てをや。現時埃及人の國民性が漸次變化しつつあるは事實なれども、之に因りて顧るべき精神上並に政治上の結果に就きて豫言を試むるは、未だ其時期にあらざること明かなり。

余は右の理由により、埃及の最後の成行如何に就きて豫言を試むることを避くるものなれども、吾人が測違せんとして努力すべき目標に關して卓見を述ぶることに就きては、遂も之を躊躇するものにあらざ。惟ふに目標として採るべきは完全なる自治か、然らずんば我帝國との合併の外なかるべし。而して余自身は明かに第一の方針を可とするものなり。
余は單純なる理論上の問題としては、未だ曾つて英國の埃及占領を可としたることなし。之を純粹なる英國民の利害より觀るに、パーマー・ストーン卿が一八五七年に發表したる意見は、今も猶動かすべからざる卓説と謂ふべし。加之余は埃及改革の事業の中止せられざらんことを切望して已まざるに拘らず、若し埃及の占領が英國の爲めに不得策ならば、單に埃及人の利益の爲めに之が繼續を要求するものにあらざ。即ち諸種の改革の内にて、之を遂行せざれば撤兵後政治若くは財政に容易ならざる紛糾を醸すべしと云ふが如き重大なるもの、外は如何に有益なるものにて、之を實行せんが爲め特に占領を繼續せざるべからざる理由なし。吾人は唯撤兵に先ちて、再び歐洲諸國に煩累を及ぼすことなき鞏固

なる政府を作れば足るなり、撤兵後の埃及政府が其基礎の安全を維持せんが爲めに採らんとする行動は、必ずしも常に吾人の意見に一致せざるべきも、吾人は之に對して左のみ苦慮するの必要なし、唯必要なは政府をして歐洲文明の一般の要求に一致する主義の下に活動せしむるにあり、埃及を全然成行の儘に放任すること、せば、其内部の混亂如何に大なりとも、歐人が之に干渉するの必要なかるべしとは、一時英國に於て一部の人士の唱へたる所なれども、斯くの如きは言ふべくして行ふべからざる愚論なり、實に歐洲諸國が回教の救護と東方の思想とを基礎とせる政府の成立を袖手傍觀し得べしとなすは、歐人の埃及國內に經營せる産業と、埃及が近時到達したる文明の程度とを知らざる者の言と云ふべし、埃及問題に關する幾多の意見中、其最大なるものは、英國にして若し兵を撤して、埃及人は自己の力に依りて進まざるべからずと宣旨せば、直ちに埃及問題より脱れ得べしと云ふにあり、曾つてシランピル卿は、メーゲン事件に處する此種の政策を執りしが、其結果は讀者の記憶に新なる所なり。

埃及中立論に就きては、已に第四十七章に於て辯駁を加へたれども、此點は甚だ

重要なれば、茲に再び論ずる必要あり、即ち中立が如何なる事情の下にも到底埃及問題と解決し能はざる一事は、勉くまで之を明白ならしめざるべからず、實に埃及に對する列國の干渉を防遏するは、毫も埃及問題の根本に觸れざるものなれば、當に問題を解決し得ざるのみならず、之に對して何等の貢獻する所もなかるべし、試に思へば、茲に一大建築物の火を失するありて、將に大事に至らんとするに當り、消防隊の各組が、相互間の競争と軋轢とを避けんとして、毫も鎮火の事に廣らずんば、其結果は果して如何、埃及中立論は恰も之を主張するものにて、歐洲の政治的消防團の各組が、相制して埃及文明の火災を傍觀する間に、此建築物は天に冲する火焔と共に燒失し、當に埃及のみならず、埃及在住の歐人に測るべからざる慘禍を蒙らしむるに至るべし、尙此國際的消防團體が相提携して事に廣るの困難は、余の既に説明せし所なるが、此事實は之を埃及以外の土耳其領土に對する列國協同的活動の結果に徴するも、思半に過ぐるものあらん。

英國の埃及占領の繼續を外にして、埃及問題解決の途なきは、右に述べし所に因りて明かならん、されど茲に起る問題は、埃及政府をして我守備兵の助力を

要することなき鞏固なる政體ならしむる事の果して可成なりや否やに在り。余は政治上の豫言者にあらずれば、唯自己が多年の経験より得たる結論を述べに止まるものなるが、余の見る處に據れば、斯かる政府の出現は遠き將來に於ては之を豫期し得べきも、少くとも今後數十年間は單に前途の希望として談じ得るに過ぎざるべし。従つて撤兵の事も余の本來の意向は切に其實現を欲すれども、余の冷靜なる判断力は、余をして近き將來に於て之を斷行するの怖るべき結果を豫想せざるを得ざらしむ。即ち政治組織の紛糾、新聞紙の放肆、多數住民の無智と輕率、埃及の社會を統御し其政治機關を運轉し得べき埃及人、經世家の絶無、守備兵が英國政府の代表者並に埃及政府部内の英人官憲に與ふる後援、列國協同政治の無能力等を顧れば、是等の事情に著しき變化を見ざる限り、撤兵と共に埃及全土が再び暗雲に覆ざるべきは、殆ど疑を容れざる所なり。夫れ現時の埃及は、實占領前の埃及にあらず。若し其政體が東洋流の專制政治に復歸せば、僅ふに撤兵と共に大勢は先づ之に向ふべし。久からずして革命の爆發を見るべし。斯くて政權一度所謂歐化埃及人の手に歸せば、埃及の前途は少くとも不安心極ま

るものとなるべく、斯くの如き情態は余の斷じて是認し得ざる所なり。撤兵の時期に就きて何等確實なる見込を立て得ざる一事は、埃及が其の自治に向つて進むを妨ぐるものにあらず。却つて時機宜しきを得ざる撤兵こそ、實に自治を與へざるのみならず、自治に速すべき希望をも擯殺するものなれば、試に思へ、國內の重要なる法律が其國に於ける個人若くは政治機關に由らずして、却つて海外十六箇國の政府並に立法機關に由りて制定せらるゝ國家を、自治の國家と稱するは、果して其當を得たるものなりや。こは何人も其矛盾を認めざる者なからん。而して埃及は、キャピタレーシヤの規定に根本的變化を見ざる限り、到底此情態を脱し得ざるものなり。然らば如何にして此規定を根本的に變化し得べきかと言へば、余の知れる限りには、唯二途あるのみ。第一の方法は、埃及を土耳其領より分離して他の一國に合併せしむるにあり。但し余は之を探らず。第二の方法は、國內の重大なる問題に應じ得る國家的立法機關を建設するにあり。而して如何なる方面にも著しき損害を與へずして、之を建設し得べき唯一の手段は、埃及に於ける凡ゆる住民、基督敎徒も回教徒も、將た歐洲人も、亞細亞人も、阿蘭刺加

人もをして、一個の政治的團體に融合せしむるにあり。之が爲めに少くとも數十年の歳月を要するは疑を容れざる所なれども、此手段に依るにあらざれば、眞の自治に到達せんとする希望は之を拋棄するの外なかるべし。余は埃及よりの最後の報告に於て、個人並に國民は各、一の理想を懐くを可とする旨を述べたり。されど回教徒中の愛國者が、此國の將來に對して懐く理想の如きは、到底實現し得ざるものなり。余が之に代へんとするものも、其實現には極度の困難を伴ふべきも、若し埃及の青年にして能く時勢を遠觀し、同情ある歐人と共に忍耐と誠實とを以て此目的に邁進せば、遂には其實現の不可能にあらざるを發見するに至るべし。

尙今後政治の衝に膺る者は、埃及人を此國の政治に興り得るものとなす爲めに、大に努力する所なかるべからず。埃及人の教育は過去四半世紀の間にも、漸からざる進歩を示したれども、今や財政の基礎鞏固となり、物質的繁榮の爲めに最も必要なる急務既に果されれば、來るべき四半世紀の間に國民教育が一層目醒ましき進歩をなすべきは期して待つべきなり。されど茲に記憶すべきは、教育事

業の發達が財政情態と平衡を保たざるべからざる一事なり。健全なる財政は國家獨立の基礎なりとは千古の金言なれば、教育制度の發達が如何に急務なりとも畢竟財政の基礎を危うせざる範圍に於て之を計らざるべからず。

最後に忘るべからざる一事は、英人と埃及人との間には、他國に於て通常治者被治者間の主要なる齟齬となれる人種宗教言語思想等の共通を缺くことなり。之に對して吾人は事情の許す限り、此兩者間に人爲的の齟齬を作り出すことを妨めざるべからず。

是等の齟齬中終始易はるべからざるものは、英國政府並に埃及の政治に興る英人が埃及人に對して適當なる同情を表示することなり。從來英人の亞細亞人若くは亞弗利加人に對する態度を観るに、其中庸を得ざるもの甚だ多く、一方に於て之を憎むこと仇敵の如きものあると共に、他方に於ては之に對して前後の分別もなき盲目的同情を注ぐものあり。埃及人は前者の行動を憤慨し、後者の行動を嘲笑す。されば埃及の事情と埃及人の性質とを精密に研究し、之を基礎として適切なる同情を表さざるべからず。

此外埃及人の身體を保護し、又は其懷を温むることも各、一の儲蓄たるべし。右の内第一の目的は司法並に警察機關の完成に由りて之を達するを得べく、第二の目的は種々の方法に由りて之を達し得べきも、其最も有効なるは租税を輕減するにあり。されど吾人は如何なる事情の下にも、埃及人に期待するに、獨立國の臣民が其仁慈なる支配者に對して懐くが如き忠誠の念を以てすべきにあらす。吾人は同情の表示又は善政の普及に由りて單に虜屬なる儲蓄を作り得るに過ぎざるなり。サー・ハーバート・エドワーズはマンレツアの併合後數年にして、ローレンス卿に一書を送りて曰く、我等は何處にても愛せられず、中略、人民は初り起死回生の恩人として我等を祝福し、彼等の創痍未だ癒えざる間は、常に我等を歓迎せり。然るに此人民は今や其元氣を恢復したるに當り、其恩人を邪魔物となすに至れり。惟よに我等が彼等と宗教を異にし、其に飲食せず、互に結婚せざる、ことば、彼等の間に超ゆべからざる障壁を築きしものゝ如しと。

埃及に於ける現時の形勢も亦甚だ之に似たるものあり。されど一國民が他國民の恩惠に對して感謝の情を示さざるは、殆ど有史以來の事實なれば、埃及人が如何

何に恩惠を知らずとも、之を以て彼等を責むるは不當のことゝ謂ふべし。されば我等をして將來刈り得べき道徳上の收穫の何たるを顧みずして、只管我等の義務の爲めに邁進せしめよ、使徒パウロ我等に教へて曰く、善をなすに倦むこと勿れと。

余は今筆を擱くに當り、埃及が將來永く埃及人の利益の爲めに統治せられんことを切望し、我同胞に對しては、後のツァン、詩人の一人なるルナ、ソウスが羅馬に與へたる忠告を呈せんと欲す。曰く、治者となる必ずしも難からず、眞に治者たる資格を具ふるを以て偉なりとす。

最近埃及 下卷終

明治四十四年四月廿六日印刷
明治四十四年四月三十日發行



發行所

編輯兼發行者

大日本文明協會

右代表者

磯部保次

印刷者

精形功

印刷所

丸利印刷所

東京市京橋區南側町壹丁目貳番地

大日本文明協會

電話號碼 七七八八〇一〇

編輯部 東京市京橋區南側町壹丁目貳番地

最近埃及下卷

非賣品

(第四十二回配布卷)

工卜X22

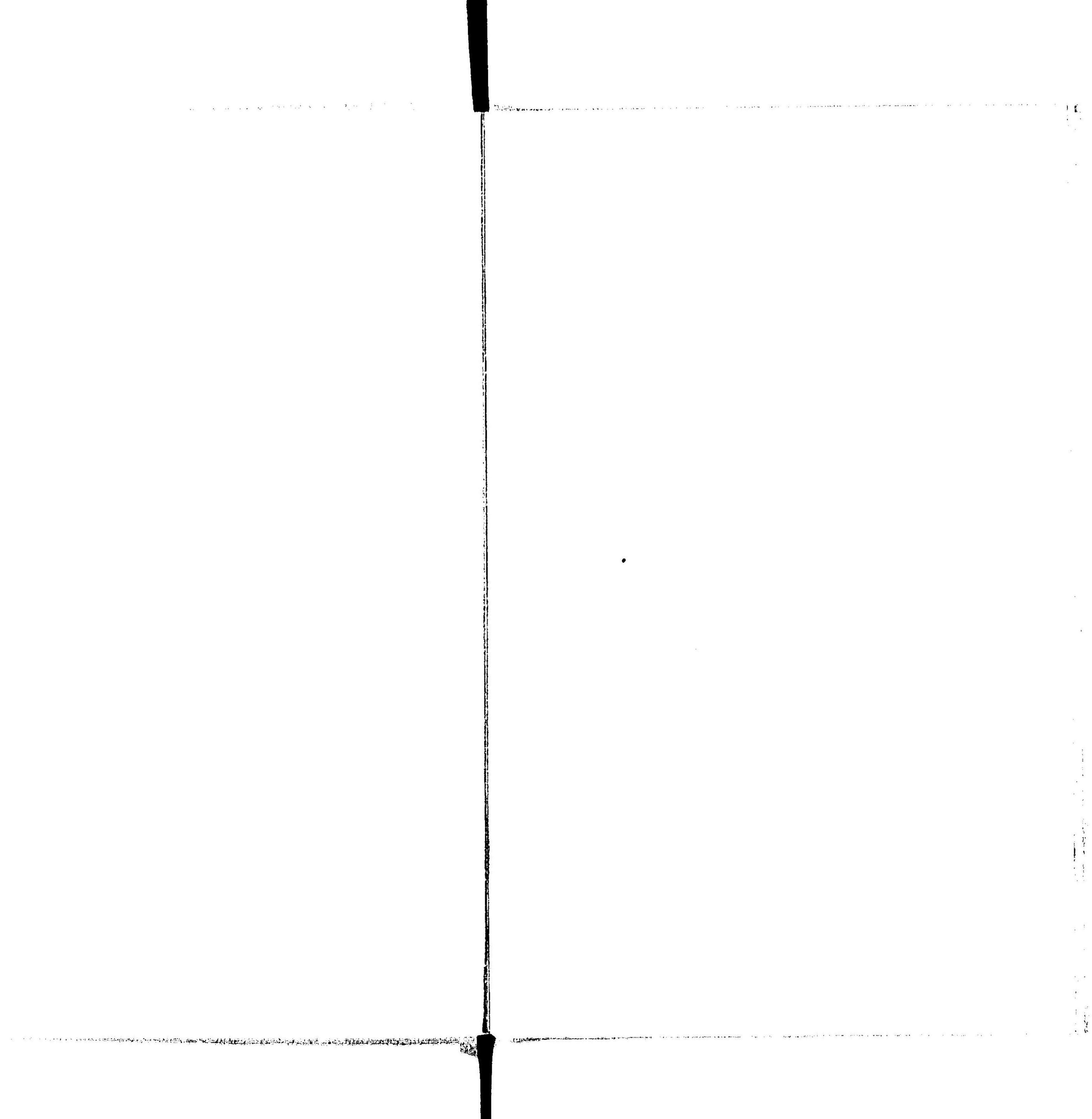
大日本文明協會役員

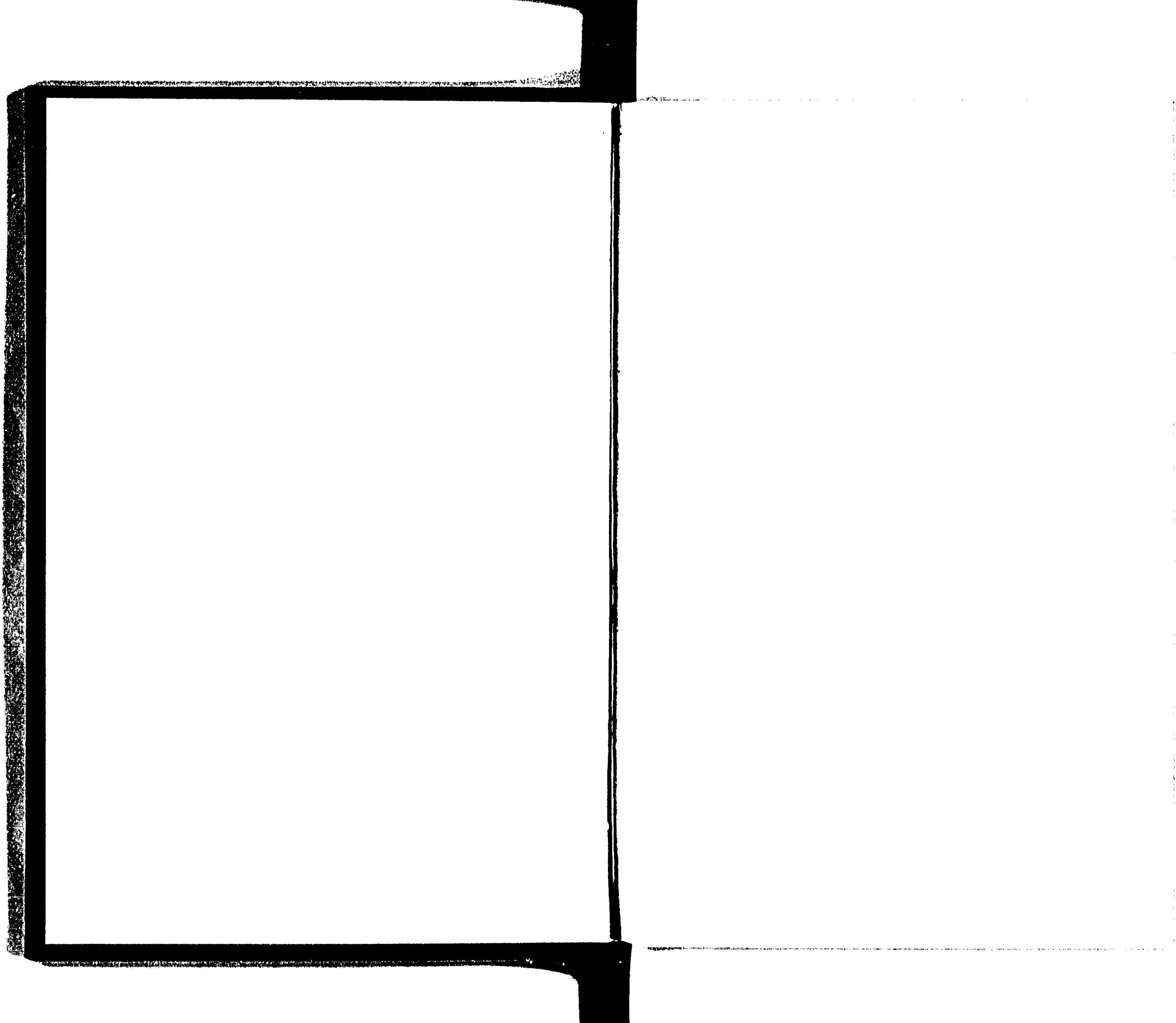
本會會長
本會評議員

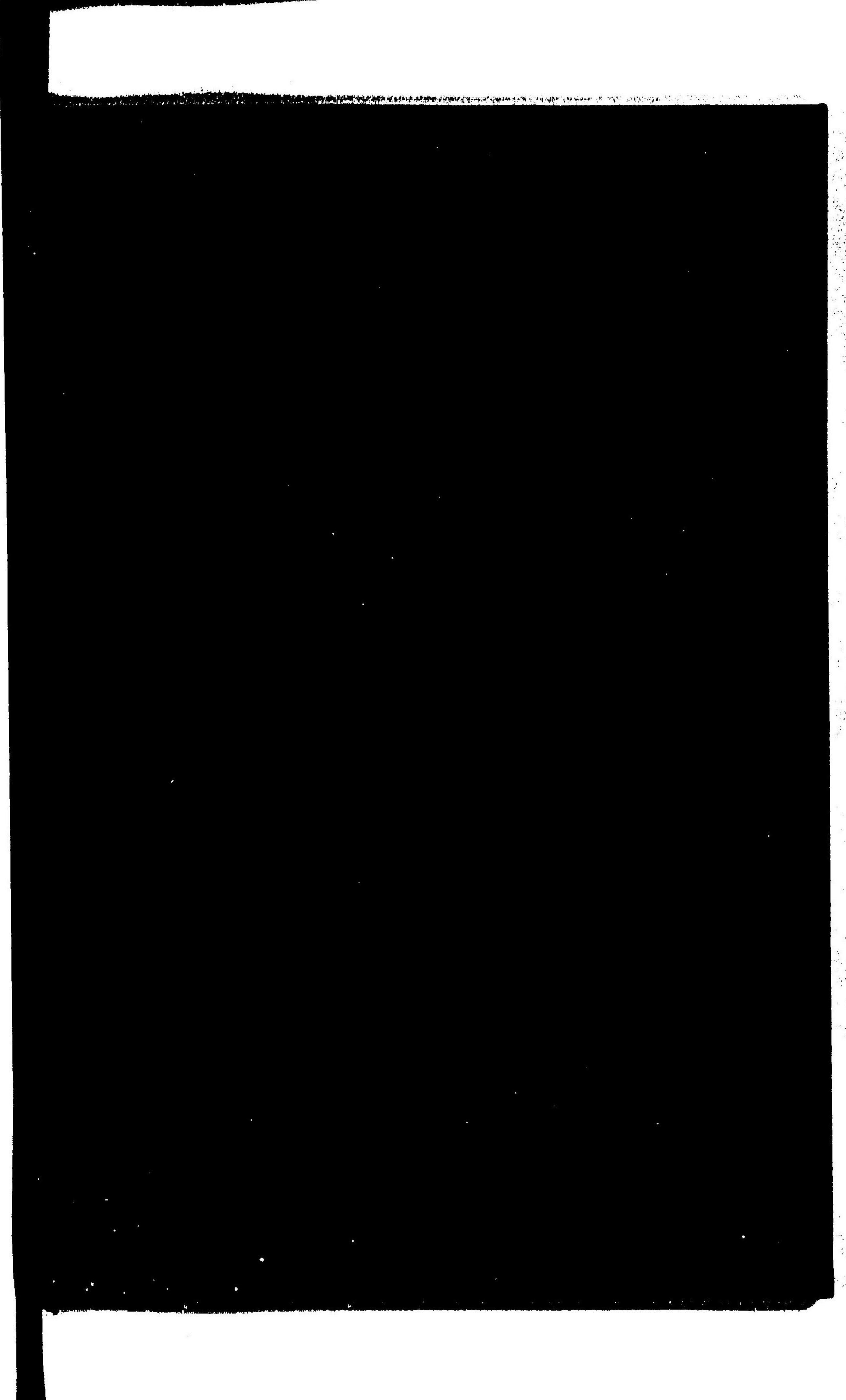
伯爵大隈重信

- | | | |
|---------------------|------|----|
| 東京帝國大學文科大學教授 | 文學博士 | 井上 |
| 東京帝國大學農科大學教授 | 醫學博士 | 石川 |
| 東京帝國大學農科大學教授 | 法學博士 | 和田 |
| 東京高等師範學校校長 | 法學博士 | 納田 |
| 早稻田大學學長 | 法學博士 | 高田 |
| 早稻田大學教授 | 文學博士 | 坪内 |
| 東京帝國大學文科大學教授 | 文學博士 | 上田 |
| 早稻田大學教授 | 文學博士 | 野田 |
| 東京帝國大學工科大學教授、實業學務局長 | 文學博士 | 三宅 |
| 「日本及日本人」主幹 | 文學博士 | 元良 |
| 東京帝國大學文科大學教授 | 文學博士 | 杉山 |
| 本會編輯長 | 文學博士 | 浮山 |
| 本會編輯主任 | 文學博士 | 江藤 |
| 本會理事 | 文學博士 | 磯部 |

井上 大次郎
石川 千哲
和田 垣
納田 治
高田 五郎
坪内 高
上田 萬年
野田 和文
三宅 二郎
元良 次郎
杉山 重和
浮山 義民
江藤 次郎







78
98

